

## JIA 関東甲信越支部長活動報告

2014年4月



支部長 上浪 寛

### 支部執行部からのメッセージ

5月9日(金)、2014年支部通常総会が開催されます。14時より支部総会、16時より会員集会、18時より懇親会が開催されます。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

東京三会建築会議で半年以上の期間をかけて検討を重ねてきた建築士及び建築士事務所処分の処分に関する要望書がまとまりました。それぞれの上部団体並びに本部四会に提案することと、東京三会共同で東京都への要望書として提出する予定です。

「東京オリンピック・パラリンピック成功に向けた要望・提案書」を芦原会長名で東京都並びに東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ提出しました。昨年11月以来支部から東京都知事や東京都各局に対し、情報開示と建築まちづくりアドバイス機構の設置を要望してきました。今回は他団体とも連携しながら芦原会長名での要望書となっています。今後、更に輪を広げて具体的な成果に繋げていきたいと考えています。

<http://www.jia.or.jp/news/detail.html?id=418>

### 支部長活動報告

- 7日 支部常任幹事会開催。11日開催予定の2014年度第1回役員会議題について協議する。
- 8日 正副会長会議に出席する。18日理事懇談会で議題となる各種規定類について協議する。フェロー会員についての総務委員会による選考基準案を正副会長と協議する。
- 11日 2014年度第1回支部役員会開催。5月支部総会議案について審議する。2013年度事業報告・決算、規約類の改定、等。支部総務委員会に出席。
- 16日 本部総務委員会を開催する。会員規程・会費規程の改定について。正会員以外の懲戒について。会員種別変更について。フェロー会員選考基準について。
- 17日 建築まちづくり委員会開催。今日の委員会は弁護士の五十嵐敬喜氏と都市プランナーの野口和雄氏をお迎えして公開勉強会を開催する。お二人は建築基準法の集団規定を切り離して都市計画法に組み込み、定量的な

- ルールから合意形成に基づいた定性的なルールへ（確認から許可へ、）と変更する法案を議員立法により法制化することを目指して活動されている。美しい都市、建築づくりのための手法として興味深い。
- 18日 理事懇談会が開催される。今日は支部災害対策委員会の立ち上げシンポジウムが同じ時間に開催され、掛け持ちとなる。理事懇談会では、フェロー会員について、会員種別変更の入会金について、正会員以外の懲戒について、全国会議について、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会と共同で出す予定の「東京オリンピック・パラリンピック成功に向けた要望・提案書」について、等を議題として議論する。支部災害シンポでは、奥尻島被災20年の復興の成果と東北の現状並びに今後の復興予定を顧みて、予想される首都圏の被災に備えることをテーマとした。奥尻町役場から竹田彰氏、東北から渡邊宏支部長、明治大学大学院経済研究所危機管理研究センターの中林一樹特任教授を講師としてお迎えして議論を進めた。
- 19日 長野地域会総会に出席する。通常総会の後、歴代の地域会会長を囲んだ会員集会に参加。長い歴史を持つ長野県クラブの歴史を垣間見る。
- 21日 神奈川地域会総会、会員懇談会、懇親会に出席する。3年間務めた青木恵美子代表から飯田義彦代表にバトンタッチされた。「Think local Act global」という聞き慣れない新スローガンを掲げ、黒田、曾我部、小泉の3副代表が支える発信力のある体制で進める。
- 23日 東京三会建築会議が開催される。半年前から検討を重ねてきた建築士及び建築士事務所への行政処分問題に関する要望書がまとまった。①建築確認済後、工事中に法不適合部分を見つけ自ら是正を行い、適法にして工事完了済み手続きを完了した物件の設計者については「違反設計」と見なさない。②行政手続法で「不利益処分の基準を公にするよう努める」とあるように「建築士の懲戒処分基準」を具体的に明示する。また、違反が故意でなく、是正し法適合状態になった場合の処分は、業務停止を伴わない「文書注意」または「戒告」の基準とする。③民間検査機関が適合と見なしたものを行政が不適合と見なした場合、一律一定の解釈が難しい法律の側面に配慮し、疑わしきは罰せずの原則に則る。④小規模事務所では設計者と管理建築士が同一であることが多い。管理建築士の違反でも設計者の違反と同様に扱う。



支部長活動報告 2014年4月  
2014年5月8日作成 上浪 寛